

別表第2

長泉町訪問系サービス サービスコード表

1 長泉町訪問型サービス(独自)サービスコード表(介護予防訪問介護相当サービス)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成単位数 (~3月)	合成単位数 (4月~)	算定単位			
種類	項目									
A2	1111	訪問型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)週1回程度の場合 1,176 単位	1,176	1,176	1月につき			
A2	2111	訪問型独自サービス11日割		日割の場合 ÷ 30.4日	39単位	39	39	1日につき		
A2	1211	訪問型独自サービス12		(2)週2回程度の場合 2,349 単位		2,349	2,349	1月につき		
A2	2211	訪問型独自サービス12日割			日割の場合 ÷ 30.4日	77単位	77	77	1日につき	
A2	1321	訪問型独自サービス13		(3)週2回を超える程度の場合 (要支援2のみ) 3,727 単位		3,727	3,727	1月につき		
A2	2321	訪問型独自サービス13日割			日割の場合 ÷ 30.4日	123単位	123	123	1日につき	
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	(1)週1回程度の場合			12単位減算	-12	1月につき	
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割			日割の場合 ÷ 30.4日	1単位減算			-1	1日につき
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12		(2)週2回程度の場合				23単位減算	-23	1月につき
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割			日割の場合 ÷ 30.4日	1単位減算			-1	1日につき
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13		(3)週2回を超える程度の場合(要支援2のみ)				37単位減算	-37	1月につき
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割			日割の場合 ÷ 30.4日	1単位減算			-1	1日につき
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合			所定単位数の10%減算		1月につき	
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合			所定単位数の15%減算			
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3		同一建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合			所定単位数の12%減算			
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算				所定単位数の15%加算			
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割					所定単位数の15%加算		1日につき	
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算				所定単位数の10%加算		1月につき	
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割					所定単位数の10%加算		1日につき	
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算				所定単位数の5%加算		1月につき	
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割					所定単位数の5%加算		1日につき	
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ロ 初回加算				200 単位加算	200	200	
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上加算Ⅰ	ハ 生活機能向上連携加算		(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)		100 単位加算	100	100	1月につき
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上加算Ⅱ			(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)		200 単位加算	200	200	
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ニ 口腔連携強化加算				50単位		50	1回につき
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ホ 介護職員処遇改善加算		(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数の137/1000加算			1月につき
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ			(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数の100/1000加算			
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ			(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		所定単位数の55/1000加算			
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員等特定処遇改善加算		(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数の63/1000加算			1月につき
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ			(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数の42/1000加算			

A2	6281	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	ト 介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数の 24/1000 加算			
----	------	----------------------	--------------------	-------------------	--	--	--

※「ニ 口腔連携強化加算」は1月に1回限り加算できるものとする。

※「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」においてはイからニまでにより算定した単位数の合計を所定単位とする。

※「事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度管理の対象外の算定項目

別表第3

1 長泉町通所型サービス(独自)サービスコード表(介護予防通所介護相当サービス)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成単位数 (~3月)	合成単位数 (4月~)	算定単位
種類	項目								
A6	1111	通所型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)事業対象者・要支援1 1,798単位		1,672	1,798	1月につき	
A6	1112	通所型独自サービス11日割			日割の場合 ÷ 30.4日	59単位	55	59	1日につき
A6	1121	通所型独自サービス12		(2)要支援2 3,621単位		3,428	3,621	1月につき	
A6	1122	通所型独自サービス12日割			日割の場合 ÷ 30.4日	119単位	113	119	1日につき
A6	C211	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)事業対象者・要支援1	18単位減算		-18	1月につき
A6	C212	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割			日割の場合 ÷ 30.4日	1単位減算		-1	1日につき
A6	C213	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12		(2)要支援2		36単位減算		-36	1月につき
A6	C214	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割			日割の場合 ÷ 30.4日	1単位減算		-1	1日につき
A6	D211	通所型独自業務継続計画未策定減算11	業務継続計画未策定減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)事業対象者・要支援1	18単位減算		-18	1月につき
A6	D212	通所型独自業務継続計画未策定減算11日割			日割の場合 ÷ 30.4日	1単位減算		-1	1日につき
A6	D213	通所型独自業務継続計画未策定減算12		(2)要支援2		36単位減算		-36	1月につき
A6	D214	通所型独自業務継続計画未策定減算12日割			日割の場合 ÷ 30.4日	1単位減算		-1	1日につき
A6	8110	通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の5%加算			1月につき
A6	8111	通所型独自サービス中山間地域等加算日割				所定単位数の5%加算			1日につき
A6	6105	通所型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	376単位減算	-376	-376	1月につき
A6	6106	通所型独自サービス同一建物減算2			要支援2	752単位減算	-752	-752	
A6	5612	通所型独自送迎減算	事業所が送迎を行わない場合			47単位減算		-47	片道につき
A6	5010	通所型独自生活向上グループ活動加算	ロ 生活機能向上グループ活動加算			100単位加算	100	100	
A6	6109	通所型独自サービス若年性認知症受入加算	ハ 若年性認知症利用者受入加算			240単位加算	240	240	
A6	6116	通所型独自サービス栄養アセスメント加算	ニ 栄養アセスメント加算			50単位加算	50	50	
A6	5003	通所型独自サービス栄養改善加算	ホ 栄養改善加算			200単位加算	200	200	
A6	5004	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅰ	ヘ 口腔機能向上加算		(1) 口腔機能向上加算(Ⅰ)	150単位加算	150	150	
A6	5011	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅱ			(2) 口腔機能向上加算(Ⅱ)	160単位加算	160	160	
A6	6310	通所型独自一体的サービス提供加算	ト 一体的サービス提供加算			480単位加算		480	1月につき
A6	6011	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ 1	チ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1	88単位加算	88	88	
A6	6012	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ 2			要支援2	176単位加算	176	176	
A6	6107	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ 1		(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1	72単位加算	72	72	
A6	6108	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ 2			要支援2	144単位加算	144	144	
A6	6103	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ 1		(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1	24単位加算	24	24	
A6	6104	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ 2			要支援2	48単位加算	48	48	

A6	4001	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	リ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)(3月に1回を限度)	100単位加算	100	100	1月につき
A6	4002	通所型独自サービス生活機能向上連携加算ⅡⅠ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200	200	
A6	6200	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ	ヌ 口腔・栄養スクリーニング加算	(1)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(6月に1回を限度)	20単位加算	20	20	1回につき
A6	6201	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ		(2)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(6月に1回を限度)	5単位加算	5	5	
A6	6311	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算	ル 科学的介護推進体制加算		40単位加算	40	40	1月につき
A6	6100	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヲ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の59/1000加算			
A6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の43/1000加算			
A6	6111	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の23/1000加算			
A6	6118	通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ワ 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の12/1000加算			
A6	6119	通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の10/1000加算			
A6	6114	通所型独自サービスベースアップ等支援加算	カ 介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数の11/1000加算			

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成単位数 (～3月末)	合成単位数 (4月～)	算定単位
種類	項目		イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)事業対象者・要支援1	1,798 単位	定員超過の場合 × 70%			
A6	8001	通所型独自サービス11・定超						(1)事業対象者・要支援1	1,798 単位
A6	8002	通所型独自サービス11日割・定超	59 単位	39	41	1日につき			
A6	8011	通所型独自サービス12・定超	(2)要支援2	3,621 単位		2,400		2535	1月につき
A6	8012	通所型独自サービス12日割・定超		119 単位		79		83	1日につき

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成単位数 (～3月末)	合成単位数 (4月～)	算定単位
種類	項目		イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)事業対象者・要支援1	1,798 単位	看護・介護職員が欠員の場合 × 70%			
A6	9001	通所型独自サービス11・人欠						(1)事業対象者・要支援1	1,798 単位
A6	9002	通所型独自サービス11日割・人欠	59 単位	39	41	1日につき			
A6	9011	通所型独自サービス12・人欠	(2)要支援2	3,621 単位		2,400		2535	1月につき
A6	9012	通所型独自サービス12日割・人欠		119 単位		79		83	1日につき

2パターン目の単位数を設定する場合 通所型サービスA 3～5時間型 (×0.8相当)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成単位数 (～3月末)	合成単位数 (4月～)	算定単位
種類	項目		イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)事業対象者・要支援1 1,438単位	日割の場合 ÷ 30.4日 47単位	(2)要支援2 2,897単位			
A6	1211	通所型独自サービス211						(1)事業対象者・要支援1 1,438単位	
A6	1212	通所型独自サービス211日割	日割の場合 ÷ 30.4日 47単位	44	47	1日につき			
A6	1221	通所型独自サービス212	(2)要支援2 2,897単位			2,742		2,897	1月につき
A6	1222	通所型独自サービス212日割		日割の場合 ÷ 30.4日 95単位		90		95	1日につき

3パターン目の単位数を設定する場合 通所型サービスA 1.5～3時間型 (×0.6相当)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成単位数 (～3月末)	合成単位数 (4月～)	算定単位
種類	項目		イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)事業対象者・要支援1 1,079単位	日割の場合 ÷ 30.4日 35単位	(2)要支援2 2,173単位			
A6	1311	通所型独自サービス311						(1)事業対象者・要支援1 1,079単位	
A6	1312	通所型独自サービス311日割	日割の場合 ÷ 30.4日 35単位	33	35	1日につき			
A6	1321	通所型独自サービス312	(2)要支援2 2,173単位			2,057		2,173	1月につき
A6	1322	通所型独自サービス312日割		日割の場合 ÷ 30.4日 71単位		68		71	1日につき

※事業所が送迎を行わない場合、イ(1)である「A6 1111」、「A6 8001」、「A6 9001」、「A6 1211」、「A6 1311」を算定している場合は1月につき376単位を、イ(2)である「A6 1121」、「A6 8011」、「A6 9011」、「A6 1221」、「A6 1321」を選定している場合は1月につき752単位を限度とする。ただし、事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合の「A6 6105」、「A6 6106」を算定している場合は、この限りではない。

※「ト 一体的サービス提供加算」は別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、町に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定相当通所型サービス事業所が、利用者に対し、栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスをいずれも実施した場合に算定する。ただし、「ホ 栄養改善加算」、「ヘ 口腔機能向上加算」を算定している場合は、算定しない。

※「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」においてはイからルまでにより算定した単位数の合計を所定単位とする。

※「事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度管理の対象外の算定項目

別表第4

長泉町介護予防ケアマネジメントサービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成単位数 (~3月末)	合成単位数 (4月~)	算定単位	
種類	項目							
AF	2111	介護予防ケアマネジメント	イ 介護予防ケアマネジメント費 事業対象者・要支援1・要支援2	442単位	438	442	1月につき	
AF	2112	介護予防ケア虐待防止未実施減算		高齢者虐待防止措置未実施減算	438単位			438
AF	2113	介護予防ケア虐待防止未業務継続計画未減算		4単位減算	業務継続計画未策定減算 4単位減算	434単位		434
AF	2114	介護予防ケア業務継続計画未策定減算		業務継続計画未策定減算	4単位減算	438単位		438
AF	4001	介護予防ケア初回加算	ロ 初回加算	300単位	300	300		
AF	6001	委託連携加算	ハ 委託連携加算	300単位	300	300		

※ただし、「AF 2113」、「AF 2114」については令和7年4月1日から適用するものとする。